

公立高等学校等奨学給付金について



高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、返済不要な給付金を支給する制度です。
平成26年4月以降に高等学校等の1年生に入学した生徒のうち、**非課税または生活保護世帯の方が対象となります。**生徒が国公立学校に在学し、給付金の受給を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認した上で、在学する学校へ申請してください(2名以上の生徒がいる世帯は生徒毎に確認してください)

保護者の住民票のある都道府県で奨学給付金を申請することができます。
※詳しくは住民票のある都道府県へお問い合わせください。

7月1日時点で、生徒の**保護者の住所**(住民票上の住所)は**愛知県内**にありますか？

「保護者」とは、生徒の親権者等です。
両親が親権者であれば、父母の両方が保護者となります。

生徒は**平成26年度以降に高等学校等の1年生として入学**しましたか？

現在在学する学校でこれまでに就学支援金の受給資格がない方は、奨学給付金を受けることができません。転学・退学をしたことがある方は、在学する学校へ受給資格の有無を確認してください。

7月の就学支援金の受給資格がありますか？

奨学給付金は支給されません

生徒の世帯は**7月1日時点で、生活保護のうち「生業扶助」**を受けていますか？

生活保護受給中の方は、市区町村の福祉事務所へ必ず「生業扶助」を受けているか確認してください。

生業扶助を受けています

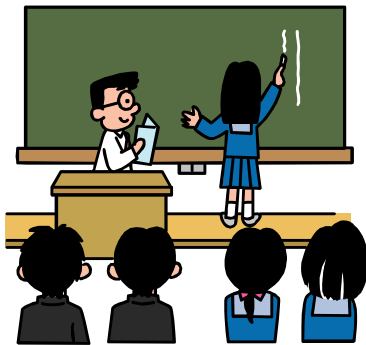
生活保護を受給していません
生活保護受給中ですが、生業扶助を受けていません

家計が急変し、「**保護者全員**」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が**非課税相当**となりましたか？

今年度の「**保護者全員**」の市町村民税所得割額及び県民税所得割額は**非課税(0円)**ですか？

保護者全員の課税証明書等を確認してください(裏面【参考】を確認してください)。
※証明書が発行されない保護者がいる場合、給付金を受けることはできません。

生徒が在学する課程は**通信制課程又は専攻科**ですか？



7月1日時点で**保護者に扶養されている生徒の兄弟姉妹で、次のア、イのどちらかに当てはまる方が一人以上**いますか？

- ア 生徒の兄弟姉妹で、**15歳以上(中学生を除く)23歳未満の方**(平成12年7月3日～平成20年7月2日生まれ)
- イ 生徒の兄か姉で、**23歳以上の高校生**(平成12年7月2日以前生まれ)(奨学給付金対象校に通う高校生に限る。)

・ア、イに当てはまる兄弟姉妹はいません
・保護者はア、イに当てはまる兄弟姉妹を扶養していません

ア、イに当てはまる兄弟姉妹があり、保護者が扶養しています。

(1) 給付金「基準額1」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制 通信制	32,300円

(2) 給付金「基準額2」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	117,100円
通信制 専攻科	50,500円

(3) 給付金「基準額2」+「加算額」を申請することができます。

課程	生徒一人当たり支給額
全日制 定時制	143,700円

(1)～(3)に当てはまる方は、在学する学校へ、申請をしてください。

※他県の給付金等を受給している場合などで、給付を受けられない場合があります。実際に給付を受けられるかどうかは、審査の上で決定します。

※本事業で得た課税証明書に記載された情報は、名古屋市が実施する名古屋市奨学金の申請のために使用することがあります。

【参考】『課税証明書』等の見かた（課税証明書等を提出する保護者全員分の証明書を確認してください）

市民税・県民税 証明書

父

(住所) 名古屋市中区

令和5年度（令和4年分所得）

※ 市町村によって、証明書の名称や見た目が異なります

(氏名) 給付 和夫

令和5年度（令和4年分所得）

所得金額 (円)		所得控除額 (円)		課税標準額 (円)	
総所得 給与所得 (給与収入)	1,260,000	社会保険料控除	273,001	総所得	0
	1,360,000	配偶者・扶養	760,000		
	2,200,000	基礎控除	330,000		
				市民税 (円)	県民税 (円)
			1,363,001	調整控除前所得割額	調整控除前所得割額
				0	0
				調整控除額	調整控除額
				0	0
				税額控除額等	税額控除額等
				0	0
保護者（両親とも親権者の場合は、父・母の両方）の市町村民税所得割額及び県民税所得割額が非課税（所得割額が0円）であれば、給付金を申請することができます。 【注意】 ※保護者の一人が控除対象配偶者の場合でも、非課税であることを確認するため「課税証明書」等の提出が必要です。 ※生活保護（生業扶助）受給世帯の方は、生活保護受給証明書を提出してください。				配当割額控除額等	配当割額控除額等
				0	0
				所得割額	所得割額
				0	0
				均等割額	均等割額
				0	0
				減免額 (円)	差引納付額 (円)
				0	0

(備考)

市民税・県民税は課税されていないか、もしくは全額免除されています。